

対象職員区分一覧

職員の区分			監督機関
特別職	労働者に該当しない者	審議会の委員等	—
	労働者に該当する者		労働基準監督署
一般職	非現業の職員	第11号、第12号及び官公署の事業に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）	人 事 委 員 会
	現業の職員	第1号から第10号、第13号から第15号の事業に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）	労働基準監督署
	技能労務職員		
	企業職員		

※船員については、労働基準監督署とあるのは船員労務官となる。